別記様式第四（第10条関係）

扶養親族届

年　月　日受付

整理番号

申告者　住所　氏名　職員との関係

職　所属　職名（職務の級）　氏名

配偶者の職員の給与に関する法律第12条第1項の規定による扶養手当の支給を受ける共働き夫婦として同居の職員（個人番号）

扶養親族（職員との関係）　生年月日　同居の別（年収額）　異動年月日　届出の事由

左記のとおり認定する。　年　月　日

官職氏名

年　月　日受理　職員の属する俸給支給

職員への通知

（注）1　申告者欄には、申告者の住所のほか、扶養親族、事業所等の所在がおおむね同じ市区町村内にない場合であって、扶養手当の支給を受けるときは、その金額を記入すること。

2　異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。

3　届出の事由には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（出生、婚姻、離婚、出生、満６０歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（配偶者の死亡、満22歳に達した子等）を具体的に記入すること。

4　※印の欄には、記入しないこと。

日本産業規格Ａ列４番

別記様式第四（第10条関係）

扶養親族届

年　月　日受付

整理番号

申告者　住所　氏名　職員との関係

職　所属　職名（職務の級）　氏名

配偶者の職員の給与に関する法律第12条第1項の規定による扶養手当の支給を受ける共働き夫婦として同居の職員（個人番号）

扶養親族（職員との関係）　生年月日　同居の別（年収額）　異動年月日　届出の事由

左記のとおり認定する。　年　月　日

官職氏名

年　月　日受理　職員の属する俸給支給

職員への通知

（注）1　申告者欄には、申告者の住所のほか、扶養親族、事業所等の所在がおおむね同じ市区町村内にない場合であって、扶養手当の支給を受けるときは、その金額を記入すること。

2　異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入すること。

3　届出の事由には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（出生、婚姻、離婚、出生、満６０歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（配偶者の死亡、満22歳に達した子等）を具体的に記入すること。

4　※印の欄には、記入しないこと。

日本産業規格Ａ列４番

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第三条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線若しくは下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線若しくは下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（弁明の聴取等） **第十条**　前条第三項ただし書の規定により処分の相手方が書面の提出に代えて口頭により弁明をする旨を申し出た場合の当該弁明を聴取した職員は、その弁明の内容を書き取り、これを処分の相手方に読み聞かせ、誤りのないことを確認するものとする。 （給付金の受給者の相続人からの給付金相当額の納付） **第二十四条**　給付金管理者が行う法第二十七条の十三第一項の規定による通知は、別記様式第十三の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書により行うものとする。 ２～８　［略］	（弁明の聴取等） **第十条**　前条第三項の規定により処分の相手方が書面の提出に代えて口頭により弁明をする旨を申し出た場合の当該弁明を聴取した職員は、その弁明の内容を聞き取り、これを処分の相手方に読み聞かせ、誤りのないことを確認した上、署名押印を求めるものとする。 （給付金の受給者の相続人からの給付金相当額の納付） **第二十四条**　給付金管理者が行う法第二十七条の十三第一項の規定による通知は、別記様式第十三の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第一項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書により行うものとする。 ２～８　［同上］